

色麻町平沢交流センターでの移動販売車（キッチンカー）実施要領

1 目的

色麻町平沢交流センターを活用した交流人口増加（魅力づくり）の一環として、移動販売車による飲食物の販売を実施することにより、利用者を含めた交流人口の増加、地域住民との交流の場、出店者の出店機会を創出させ、賑わいのある場として発展することを目的とするもの。

2 主催

色麻町平沢交流センター（かっぱのゆ）

同和・ウェルネス共同企業体同和興業株式会社（指定管理者）

3 出店場所

色麻町平沢交流センター（かっぱのゆ）

色麻町平沢字新早坂地内

4 出店者数

原則1日1台とするが、主催者が認めた場合は、この限りではない。

5 出店等について

(1) 出店日

令和5年6月1日から令和6年3月31日までの営業日

(2) 出店時間

午前9時から午後9時までの営業時間内であれば、出店時間は問わない。

(3) 出店日の変更

出店者の都合により、出店を中止する場合は、事前に主催者に連絡すること。また、諸般の事情により、主催者の判断によって中止することがある。この場合、出店者に損害が生じても、一切その責めを負わないものとする。

(4) 出店登録

出店を希望する者は、主催者に出店の登録を行うこと。

(5) 出店申込

出店者は、出店しようとする日の1週間前までに、主催者に出店の申込を行うこと。

(6) 出店料（使用料）

出店に必要な電源使用の有無に関わらず、1台につき税込500円とし、出店日に主催者に支払うこと。

6 販売品目

色麻町平沢交流センターには、食堂、売店、農産物直売所があるため、販売品目が同じにならないようすること。なお、販売品目が同じである場合は、出店申込の際に、断ることがある。

7 注意事項

- (1) 酒類については、販売を禁止する。
 - (2) 公的機関の発行する、町内で有効な営業許可証を有すること。
 - (3) 食品衛生責任者またはこれに代わる資格を有すること。
 - (4) 食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法その他関係法令に定める規定に違反していないもの。
- ※令和4年4月1日以降に製造・販売される加工食品については、原料原産地を必ず表示する必要がある。
- (5) 万が一、事故や食中毒等が発生した場合、主催者及び町は一切その責めを負わないものとする。
 - (6) 出店に必要となる機材、人員は全て出店者が準備すること。ただし、出店場所に必要なイスやテーブル等は貸与する。
 - (7) 出店に必要な施設の電源を利用したい場合は、出店申込時に申し出ること。ただし、電源の口数及び容量には限りがあるため、利用できなかった場合、出店者に損害が生じても、主催者及び町は一切の責めを負わないものとする。
 - (8) 排水設備、水道施設等はないため、必要に応じて出店者が準備すること。
 - (9) 調理に火気を使用する場合は、出店者が必ず消火器を準備すること。
 - (10) 出店開始時及び終了時は、主催者にその旨を報告すること。
 - (11) 音響設備を使用する場合は、騒音にならない範囲で行うこと。また、大声での呼び込みは行わないこと。
 - (12) 施設利用者及び関係者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
 - (13) ゴミ箱を準備し、捨てられたゴミは持ち帰ること。
 - (14) 本取組を紹介するため、媒体への掲載を予定しており、写真や動画を公開する場合がある。
 - (15) 色麻町暴力団排除条例（平成24年色麻町条例第26号）に規定する暴力団、暴力団員その他これらに準ずる者でないこと。
 - (16) 販売終了後は、掃除を行い、現状回復に努めること。
 - (17) 販売終了後は、1ヶ月以内に主催者に売上金の報告を行うこと。
 - (18) 本要領に違反した場合は、出店許可を取り消すことがあるほか、今後の出店を認めないことがある。これにより、出店者に損害が生じても主催者及び町は一切の責めを負わないものとする。

8 流れ

(1) 出店登録

出店を希望する者は、色麻町平沢交流センターでの移動販売車（キッチンカー）「出店登録書」（様式第1号）に次の書類を添えて主催者に申請しなければならない。

- ①食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- ②食品衛生責任者またはこれに代わる資格の写し
- ③食品賠償責任保険（PL保険等）の加入証明書の写し

(2) 審査

主催者は、申請書類をもとに出店が適当なものか審査し、その可否を連絡する。

(3) 出店申込

出店者は、出店しようとする日の1週間前までに、色麻町平沢交流センターでの移動販売車（キッチンカー）「出店申込書」（様式第2号）により主催者に申込を行うこと。

(4) 販売開始

(5) 販売終了

出店者は、販売が終了したときから1ヶ月以内に、色麻町平沢交流センターでの移動販売車（キッチンカー）「売上金報告」（様式第3号）により主催者に報告しなければならない。

9 その他

地場産品の消費拡大を図るため、可能な範囲で町内産の食材を原料とした品目の販売に努めること。

附則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

問い合わせ先：

色麻町平沢交流センター（かっぱのゆ）

TEL：0229-65-4505 FAX：0229-65-4611